

さいたま市文化芸術都市創造審議会規則

平成24年3月30日

規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市文化芸術都市創造条例(平成23年さいたま市条例第42号)第12条の規定に基づき、さいたま市文化芸術都市創造審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民・スポーツ文化局において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。